

入札公告

令和8年度加太開発整備事業現場維持管理業務委託について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、和歌山県土地開発公社の契約に関する規程（昭和49年制定。以下「規程」という。）第5条及び和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事後審査）実施要領（平成20年度制定。以下「要領」という。）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年3月9日

和歌山県土地開発公社 理事長 友井 泰範

1 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度

(2) 調達業務の名称

加太開発整備事業現場維持管理業務委託

(3) 調達業務の内容

加太開発整備事業現場維持管理業務を委託する。

仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

(3) 和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。

(4) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。

(5) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

(7) 格付け基準における格付けの取り消しを受けていない者であること。

(8) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

(9) 和歌山市内に主たる営業所を有する者

(10) 以下に定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(11) 同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ①子会社等と親会社等の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- ①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- ①組合等とその組合等を構成する単体企業の場合
- ②その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 和歌山県の発注する建設工事において、土木工事業の入札参加資格を有する者であること。

(13) 格付け基準に規定する入札参加資格認定通知書において、対象業種欄に示した業種の入札参加可能ランクがA又はBランクであること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県土地開発公社
和歌山市和歌浦西2丁目1番22号

(2) 期間

令和8年3月9日（月）から令和8年3月24日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）のとおり

(2) 期間

3の（2）のとおり

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和8年3月10日（火）から令和8年3月12日（木）までの間において、和歌山県土地開発公社に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり

5 入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、要領第7条から第9条までの規定を準用した手続きに基づき、入札の事後において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、入札説明書のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

和歌山県土地開発公社
和歌山市和歌浦西2丁目1番22号

イ 期間

令和8年3月25日（水）の入札の日以降、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の日の午前9時00分から午後5時30分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の(3)のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

6 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山県土地開発公社
和歌山市和歌浦西2丁目1番22号

イ 日時

令和8年3月25日（水）午後1時30分から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

7 入札の方法に関する事項

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

(4) 郵送により入札する場合には、入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示した封筒に入札書を入れ密封すること。また、入札書を入れた封筒は外封筒に入れ、書留郵便で令和8年3月24日（火）午後5時00分までに、和歌山県土地開発公社へ必着させること。

(5) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、本県から入札参加資格要件不適合認定の通知を受けた者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定に関する事項

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県土地開発公社の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 規程第16条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (4) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県土地開発公社の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札候補者は、5の入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。
- (8) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本社は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16並びに規程第28条から第29条及び第33条から第34条までの規定の定めるところによる。

12 契約書の要否

要

13 この入札公告における用語の定義

- (1) 「休日等」とは、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項第1号及び第2号に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日をいう。
- (2) 「格付け基準」とは、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施行）をいう。
- (3) 「子会社等」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。
- (4) 「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
- (5) 「会社等」とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。
- (6) 「更生会社」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。
- (7) 「監査等委員である取締役」とは、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置

会社における取締役をいう。

- (8) 「指名委員会等設置会社の取締役」とは、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。
- (9) 「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。
- (10) 「業務を執行しない取締役」とは、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。
- (11) 「執行役」とは、会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。
- (12) 「持分会社」とは、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- (13) 「持分会社の社員」とは、会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。
- (14) 「会社等の役員」とは、会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。）、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。
- (15) 「管財人」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。
- (16) 「組合等」とは、複数の単体企業により構成される組合等をいう。

14 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県土地開発公社

(2) 所在地

和歌山市和歌浦西2丁目1番22号

郵便番号 641-0024

電話番号 073-448-1832

ファクシミリ番号 073-448-1836